

○郡上市観光事業者経営安定化補助金説明書○

郡上市は、新型コロナウイルス感染拡大により、経営の安定に支障を生じている観光事業者に対して事業の継続を下支えし、これまで育てた人材の雇用を図るため、その施設の固定費の一部を補助します。

経営の安定に支障を生じている観光事業者とは、観光客のキャンセルが相次いだことによる客の減少に伴う売上の減少や、観光客の減少により土産物販売が減少したことに伴う売上の減少などの理由が当てはまります。

1. 支援の内容

市内に存する事務所および施設等において 3 か月以上事業を行っている観光事業者を対象として、売上高が前年同月比で 20 % 以上減少した場合に、その施設の固定費（光熱水費、通信費、賃借料＜動産の賃借料に限る＞）について、1 月当たり、法人は 150 万円、個人は 10 万円を上限に、2 分の 1 に相当する額（千円未満は切り捨て）を最長 3 ヶ月分支援します。

◆補助対象とする固定費

補助対象となる固定費		補助金額
光熱水費	・水道料、下水道料、電気料、燃料等	左記の経費の 2 分の 1
通信費	・固定電話料、携帯電話料、T V 回線料、インターネット回線料等	
賃借料	・動産の賃借料等（不動産、家賃等は対象外）	
備考	※通信料や賃借料等で複数月や年払いとなっている請求については、対象月のみを月割りで計上して下さい。 ※請求書が家庭用と兼ねている場合は、税務申告と同様の案分率で計算して下さい。 ※コピー機等について、月額のリース料のみが対象となり、パフォーマンス料は対象となりません。	

◆補助金の上限

法人	個人
上限 150 万円／月	上限 10 万円／月

※令和 2 年 4 月～6 月までの経費が対象となります。

※申請は、月毎に申請できます。なお、複数月をまとめて申請する場合でも、申請書類は月毎に分けてそれぞれ書類を作成する必要があります

2. 対象となる期間

◆補助の対象期間：令和２年４月１日から令和２年６月３０日まで

◆補助の申請期間：令和２年５月１５日から令和２年８月３１日まで

3. 対象となる事業者

(イ) 申請者が郡上市内で３か月以上事業を行っていること。
※市内に存する事務所および施設等において事業を行う方が対象となります。

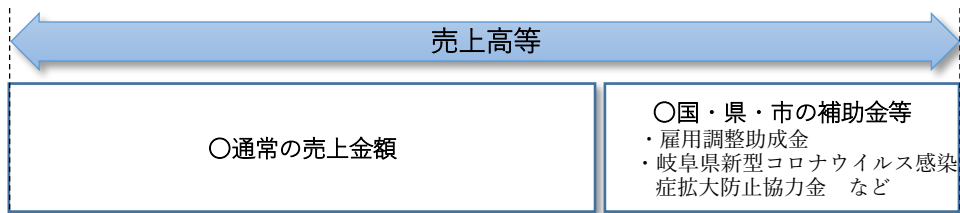
(ロ) 下記の郡上市観光事業者であること。

遊興施設	スナック、ショットバー、パブ、カラオケボックス等
運動・遊技施設	スキー場、ゴルフ場等。 (但しパチンコ店、ボーリング場、ゴルフ練習場、室内スポーツ施設は除きます。)
集会・展示施設	博物館、美術館等
ホテル・旅館・民宿	ホテル、旅館、民宿、ペンション、コテージ、貸別荘等
食事提供施設	料理屋、飲食店、喫茶店等
土産物販売施設	郡上市特産の土産物を販売している施設。 ※土産物販売と製造施設が同じ建物に存した場合は、土産物販売に係る部分のみが補助対象となるため、施設の面積按分で計算してください。
温泉施設	温泉を業としている事業者
旅行代理店	旅行商品を販売している事業者
交通事業者	観光バス、タクシーを業としている事業者。但し、路線バス等の一般乗合旅客運送事業については除きます。
体験事業者	アウトドアスポーツ、ラフティング、キャンプ場等

(ハ) 前年等と比した売上高等の減少が、下記の①又は②の条件に合うこと。

◆売上高等の算出

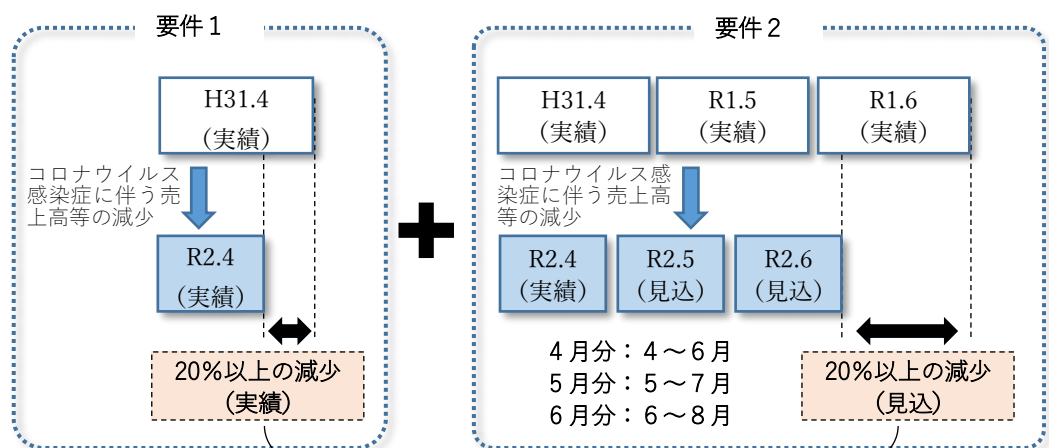
売上高等は、営業による売上に加え、国、県、市又はその他の機関の制度による補助金の受け入れがある場合は含むものとします。



①業歴が1年以上で前年比較ができる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少が見込まれること。なお、売上高等は国、県、市又はその他の機関の制度による補助金額を含むものとする。様式第3号Aの記入欄に売上高等を記入して頂き、前年同月から20%以上減少している場合は補助の対象となります。

◆補助の対象となる売上高等の減少（対象期間内の4月分を例示）

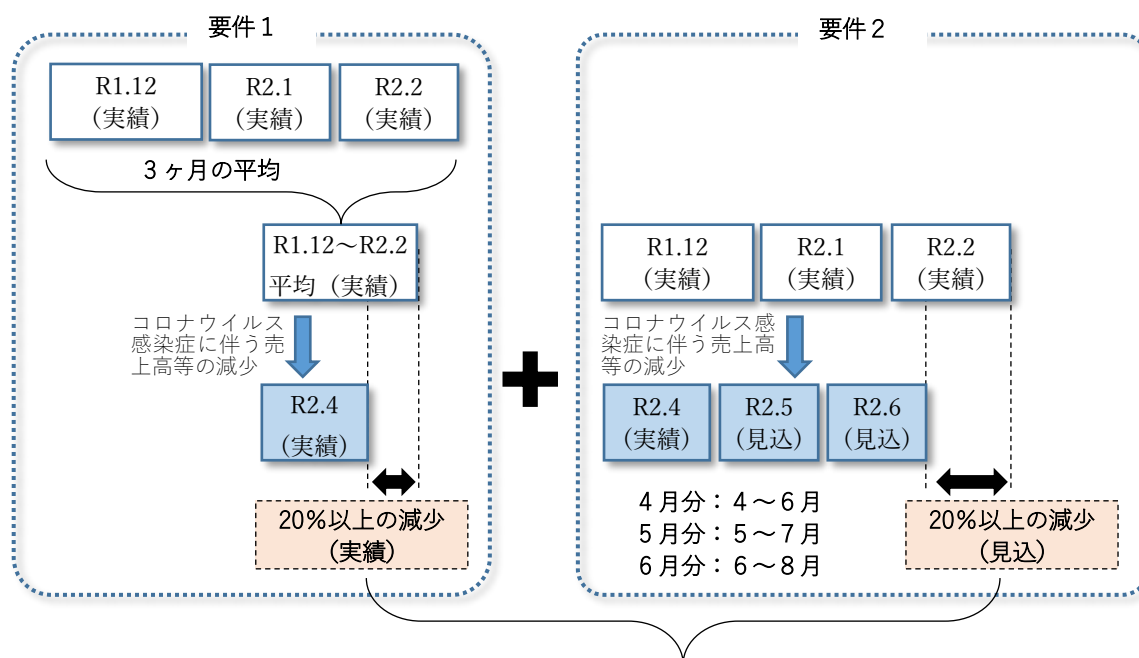


要件1及び要件2の両方で20%以上の減少の実績又は見込がある場合対象となります。

- ②業歴が 3 か月以上 1 年未満の場合あるいは、前年以降の店舗増加などにより、単純な売上高等の前年比較では申請が困難な事業者

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月の売上高等と令和元年 12 月から令和 2 年 2 月の平均売上高等を比して 20 % 以上減少しており、かつ、その後 2 か月（見込み）を含む 3 か月の売上高等と、令和元年 12 月から令和 2 年 2 月の売上高等の 3 か月を比して 20 % 以上の減少が見込まれること。なお、売上高等は国、県、市又はその他の機関の制度による補助金額を含むものとする。様式第 3 号 B の記入欄に売上高等を記入して頂き、20 % 以上減少している場合は補助の対象となります。

◆補助の対象となる売上高等の減少（対象期間内の 4 月分を例示）



要件 1 及び要件 2 の両方で 20%以上の減少の実績又は見込がある場合対象となります。

4. 申請手続き

商工観光部観光課又は各振興事務所振興課へ申請に必要な書類を提出して下さい。

5. 提出書類

①補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 1通	※登記してある社印、又は印鑑登録してある実印を押印。 ※補助事業対象経費積算書（様式第4号）で計算した補助金申請額を、補助金交付申請書兼実績報告書の補助金申請額欄に記入。 ※前年度以前の市税等に滞納がある方は申請できません。
②誓約書 1通 （所在地、名称、氏名は必ず自署をお願いします。）	※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類の写しを添付。 （例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等
③売上高等計算書 1通	※別途、対象月（実績）の売上台帳の写しを添付。 ※対象となる期間の、今後2か月の見込売上高の根拠となる書類。
④補助対象経費積算書 1通	※補助対象経費積算書（様式第4号）に、補助対象となる月の光熱水費、通信費、賃借料を記入してください。 なお、賃借料（リース料）の内、不動産、家賃等は含みません。動産のみです。
⑤上記④において表記した金額が確認できる書類（領収書の写し又は通帳の写し） 1部	※A4コピー用紙に貼り付けてください。
【法人の場合】 ⑥確定申告書類 各1部	確定申告別表（一）の写し 1部 法人概況説明書（表・裏）の写し 1部 ※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。
【個人の場合】	確定申告書類（青色申告、白色申告）のいずれかを添付。
⑦	確定申告書類（青色申告） 各1部 確定申告第一表の写し 1部 所得税青色申告決算書の写し 1部 ※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。
	確定申告書類（白色申告） 各1部 確定申告第一表の写し 1部 収支内訳書の写し 1部 ※1回目の申請に提出した場合は添付の必要なし。
⑧補助金請求書 1部	※補助金を受ける振込先口座名を記入し、通帳の口座名義及び口座番号が印字された面の写しを添付してください。